

地域金融機関の資本増強についての基本的考え方

金融再生委員会
平成 11 年 6 月 10 日

預金者が完全に保護される 2001 年 3 月末までに、地域金融を含め、揺らぐことのない強い競争力をもった金融システムを再構築することが必要である。このためには、各金融機関が預金者や市場から十分な信認を得ることが重要であり、不良債権の処理を基本的に終了した上で、十分な資本が確保される必要がある。

地域金融機関についても、このような観点から、各金融機関の自助努力とともに、早期健全化法に基づく資本増強制度が活用され、できる限り早期に必要な資本増強が行われることが望ましい。

地域金融機関の資本増強については、基本的には、11 年 3 月に申請のあった 15 行と同様の考え方によるが、特に以下の点について配慮を行う。

．基本的な考え方

地域金融機関のその地域における重要性や存在状況等、地域の実情に応じたものとする。その際、申請金融機関がその地域の中小企業に対する資金供給においてどのような役割を果たしているかについても十分考慮する。

地域金融機関の信用供与の円滑化を図り、地域における企業の活動又は雇用の状況など地域経済の活性化に資するものとする。

金融システム改革の進展に伴う金融再編とともに、地域金融機関の実態に応じて資本増強を契機とした新たな再編を促進し、金融システムの効率化を図るものとする。

このような観点から、次のような場合には、資本増強の規模や条件について優遇を行う。

- ・ 申請金融機関がその地域の信用供与について主要な役割を果たしており資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
- ・ 申請金融機関の存在がその地域の金融市場における適正な競争の確保の観点から必要であり資本増強により地域経済の活性化が見込まれる場合
- ・ 資本増強を契機として、合併や提携等の金融再編が行われる場合

なお、経営健全化計画の具体的な記載内容については、地域金融機関の実態に応じたものとする。また、株式等の引受けの時期は決算期末に限定せず、申請があれば迅速に審査を行う。

地域金融機関の資本増強額等

申請金融機関が、不良債権の処理を基本的に終了し、金融市場において十分な信認が得られ、地域の金融システムの安定化が図られるよう十分な額の資本増強を行う。その際、申請金融機関が国内基準行の場合にも、単に国内基準行としての最低限の水準を満たすとの考え方ではなく、今後発生し得るリスクにも対応できる水準となることを目指す。

不良債権問題については、十分な償却・引当により、その処理を基本的に終了することが重要であり、11年9月期以降、今般改正された公認会計士協会の実務指針に従い必要にしてかつ十分な償却・引当が行われることを前提とする。

有価証券含み損については、現行会計基準において実際にはその処理を行わない場合でも、資本増強の審査に当たっては、これを考慮する。

税効果の計上方法については、有税引当等に係る税効果計上額が、今後5年間に見込まれる総課税所得に法人税等の実効税率を乗じて得た額を上回る場合には、その理由について審査を行う。

資本増強制度は個別金融機関の救済を目的とするものではなく、地域の金融システムの安定化を図るためのものである。申請金融機関が過少資本行等の場合には、このような観点から、財務内容の健全性、取得株式等の処分可能性、地域経済への影響等について審査を行う。

特に著しい過少資本行については、その存続が地域経済にとって必要不可欠なものであるかどうかについて審査を行う。その際、申請金融機関のその地域における融資比率が相当程度であり、かつ、その地域の経済界等が申請金融機関の自力調達に応じる等その存続に協力していることを前提とする。

地域金融機関の株式等の引受け条件

引受け条件については、「優先株等の配当率等に関する基本方針について」（10年12月17日）に従った配当率等とする。

経営健全化計画における業務の再構築・リストラ、金融の再編への対応については、「申請金融機関に対する資本増強の基本的考え方及び審査結果について」（11年3月12日）と同様の考え方により、例えば、合併、子会社化、資本・業務提携等により金融機関の収益性や財務内容の改善が図られることなどを評価し、配当率等に反映させる。

また、地域金融機関については、特に、申請金融機関のその地域の金融市場における融資比率や位置付け等を考慮しつつ、地域経済への貢献についても評価を行い、配当率等に反映させる。

地域金融機関に対する資本増強の審査結果について

金融再生委員会
平成 11 年 9 月

・ 検討の経緯

金融再生委員会においては、地域金融機関の資本増強について、本年 5 月以来、合計 22 回にわたり検討を重ねてきたが、この間、6 月 10 日に「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を公表した。

その後、早期健全化法第 4 条第 6 項に基づき、日本銀行及び預金保険機構から意見を聴取するとともに、申請が予定されていた 4 行（注）について予備的な審査を行った。

（注）足利銀行、北陸銀行、琉球銀行、広島総合銀行

予備審査においては、金融監督庁監督部から 4 行の概況説明、同庁検査部から 4 行の直近の検査結果、日本銀行から広島総合銀行を除く 3 行の考査結果について説明を受け、「経営健全化計画」の素案の書面審査を行い、更に、各行の代表者から直接ヒアリングを行った。これらを踏まえ検討した結果、8 月 26 日、申請予定行に対し「資本増強を前提として、今後の手続きを進めて差し支えない」旨通知した。

更に、9 月 2 日には、予備審査を経た 4 行からの正式な申請を受け、代表者に対するヒアリングを行うなど、検討を重ねてきたところである。審査は、11 年 3 月に申請のあった 15 行と同様の考え方に加え、6 月 10 日の「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」を踏まえて行った。

・ 審査結果

(1) 財務内容の健全性

申請のあった4行について、その財務状況の健全性を審査したところ、11年3月期において債務超過ではなく、健全な自己資本の状況の区分にあることを確認した。

また、11年9月期の公的資本増強を行う前の状況においても、業務純益や自力調達等により、これらの金融機関は相当の自己資本を確保できるものと考えられ、早期健全化法第7条第1項第2号前段に規定するその存続が極めて困難であると認められる場合ではないものと考えられる。

(2) 資本増強額

申請金融機関が、不良債権の処理を基本的に終了し、金融市場において十分な信認が得られ、地域の金融システムの安定化が図られるよう十分な額の資本増強を行った。その際、単に国内基準行としての最低限の水準を満たすとの考え方ではなく、今後発生するリスクにも対応できる水準とすることを目指した。

具体的には、11年9月期以降、公認会計士協会の実務指針に従い必要にしてかつ十分な償却・引当が行われることを前提として、有価証券の含み損や、税効果について相当程度保守的に見積もった場合を考慮してもなお十分な資本勘定が確保されるよう配意した。

(3) 経営健全化計画

経営健全化計画の具体的な記載内容については、地域金融機関の実態に配慮し、11年3月に申請のあった15行の場合に比べて簡素化する一方で、地域経済における申請金融機関の位置付け等に関する項目を追加した。

業務の再構築やリストラ等については、基本的には11年3月に申請のあった15行の場合と同様の項目を評価したが、地域金融機関の場合は特に地域金融の安定化への貢献を評価することとし、申請金融機関が地域の信用供与に主要な役割を果たしている場合、地域の金融市場の適正な競争確保のために必要な場合、地域経済活動活性化等へ寄与している場合等を評価した。

(4) 商品性

商品性については、基本的には11年3月に申請のあった15行の場合と同様の考え方にに基づき決定したが、特に、申請金融機関の地域金融の安定化への貢献についても評価を行い、配当率等に反映させた。

(5) まとめ

以上のような考え方に則り、申請のあった4行について、その申請内容、経営健全化計画などを精査した結果、これらの申請を承認することが適当であるとの結論に至った。今後、所要の手続きを経て資本増強が行われることになるが、これにより、地域の金融システムの安定化及び地域経済の活性化が図られるものと考えられる。

資本増強を受けた金融機関においては、資本増強の趣旨・目的を踏まえ、経営健全化計画に沿った健全な経営が行われ、収益力が向上することを期待する。なお経営健全化計画の履行状況の報告等のフォローアップについては、6月29日に公表した「早期健全化法により資本増強を受けた金融機関のフォローアップ（骨子）」等に従って着実にやっていくこととする。

・ 今後の地域金融機関による申請について

今後の厳しい経営環境の中で地域金融機関がその役割を担っていくためには、経営の健全性を確保することはもとより、より一層の収益力強化、経営の効率化が求められる。

今回承認を行った4行以外の地域金融機関についても、各金融機関の自助努力とともに、早期健全化法に基づく資本増強制度が活用されることにより、収益力の強化、経営の効率化が図られるのであれば、できる限り早期に必要な資本増強が行われることが望ましい。またこうした資本増強は、地域における信用供与の円滑化を通じて地域経済の活性化に貢献することとなる。

こうした点を踏まえ、資本増強の申請を行おうとする地域金融機関に対しては、決算期末にとらわれず、迅速に審査等を行なっていくこととする。

金融再生委員会の検討状況
(地域金融機関の資本増強関連)

(5月)

- 18日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」
- 20日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」
- 27日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」

(6月)

- 1日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」
- 2日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」
- 8日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」
- 10日 「地域金融機関の資本増強についての基本的考え方」議決

(7月)

- 21日 預金保険機構からのヒアリング
- 26日 日本銀行からのヒアリング
金融監督庁からの地域金融機関全般の概要説明
- 29日 予備審査

(8月)

- 5日 予備審査
- 6日 予備審査
- 9日 予備審査
- 10日 予備審査
- 24日 予備審査
- 25日 代表者ヒアリング
- 26日 自由討議(申請予定行への通知)
- 31日 自由討議

(9月)

- 1日 自由討議
- 2日 代表者ヒアリング(申請日)
- 3日 自由討議
- 13日 申請に対する承認

優先株等の配当率等に関する基本方針について

金融再生委員会

平成10年12月17日

早期健全化法に基づく株式等の引受け等を行なう場合の優先株等の配当率等については、以下の基本方針によるものとする。

金融機関による業務再構築、不良債権の処理促進、信用供与の円滑化等の経営健全化に向けた主体的な取組みにより、我が国の金融システムに対する内外の信頼回復を実現するという早期健全化法の趣旨を踏まえ、金融機関全体の配当等の水準を金融システム不安が解消された市場実勢をベースとする。

経営健全化計画における個別の金融機関による不良債権の処理、業務再構築等による将来の財務内容、経営内容等の改善の見込みに応じ、個別の金融機関に係る信用リスクの低下を配当等に反映させるものとする。

商品性の相違については、資本性に係るマーケットからの評価を踏まえた調整を行なう。

○資本増強額

(億円)

	資本増強申請額		自力調達予定額		今回の資本増強を契機とした合計額
		計		計	
足利銀行	優先株 ※ 1,050	※ 1,050	優先株 428	428	1,478
北陸銀行	優先株 750	750	—	—	750
琉球銀行	劣後債 (優先株への転換権付) 400	400	普通株 227	227	627
広島総合銀行	優先株 200	400	優先株 200	200	600
	劣後ローン 200				
合 計	優先株 2,000	2,600	優先株 628	855	3,455
	劣後債 劣後ローン 600		普通株 227		

※ 足利銀行については、定款上の制約のため、平成11年9月期に750億円の資本増強を行った後、定款変更の手続きを経て、平成11年11月末に更に300億円の資本増強を予定。

(資料4)

○公的資金による資本増強額及び商品性一覧

	優先株			劣後債・劣後ローン		
	資本増強額	配当利回り	転換開始時期	資本増強額	利率	年限
足利銀行	※1 750億円	0.94%	1年	—	—	—
	※1 300億円	0.94%	1年			
北陸銀行	750億円	1.54%	1年5ヶ月	—	—	—
琉球銀行	—	—	—	※2 400億円	1.50%	永久
転換後	400億円	1.50%	平成12年12月末	—	—	—
広島総合銀行	200億円	1.41%	5年	200億円	当初5年 6M円L+2.80% 6年目以降 6M円L+4.14%	永久
合計	2,000億円	—	—	600億円	—	—
琉球銀行 転換後	2,400億円	—	—	200億円	—	—

※1 足利銀行については、定款上の制約のため、平成11年9月期に750億円の資本増強を行った後、定款変更の手続きを経て、平成11年11月末に更に300億円の資本増強を予定。

6M円L: 6ヶ月円Libor

※2 琉球銀行の劣後債は優先株への転換権付きであり、平成12年7月3日以降、転換を請求し得る。

資料 8 - 3 - 7

○資本増強額対コア純益額

(億円)

	資本増強申請額 A	4年平均コア純益 × 1/2 B	A/B
足利銀行	1,050	225	4.7
北陸銀行	750	205	3.7
琉球銀行	400	65	6.1
広島総合銀行	400	85	4.7

計画上の公的資金回収見込み年数
10年
6年
10年
・優先株式(200億円)については7年 ・劣後ローン(200億円)については平成18年度以降早期に返済

※コア純益:業務純益(一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前)－国債等債券関係損益

(資料6)

○業務純益等の推移

(億円)

	業務純益										総資産額 (平残ベース)	
	資金利益				経費							
	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画	人件費		物件費		11/3月期 実績	15/3月期 計画
足利銀行	236	542	867	1,025	684	568	368	281	282	257	56,315	60,201
北陸銀行	193	407	889	987	645	648	353	346	291	302	64,076	61,508
琉球銀行	62	145	320	328	239	195	137	95	92	90	14,665	15,673
広島総合銀行	116	188	404	427	302	257	155	138	129	103	20,652	21,057

(注) 琉球銀行の業務純益は銀信合算ベースの計数。

○総資金利鞘・預貸金利鞘、経費率の推移

(%)

	総資金利鞘		預貸金利鞘		経費率					
							人件費率		物件費率	
	11/3月期 実績	15/3月期 計画								
足利銀行	0.25	0.69	0.54	1.07	1.41	1.11	0.76	0.55	0.58	0.50
北陸銀行	0.33	0.59	0.45	0.88	1.26	1.25	0.69	0.68	0.49	0.50
琉球銀行	0.54	0.77	0.83	1.16	1.87	1.47	1.07	0.72	0.71	0.67
広島総合銀行	0.47	0.75	0.68	1.04	1.66	1.46	0.85	0.78	0.71	0.59

(注) 琉球銀行は銀信合算ベースの計数。

(資料7)

資料 8 - 3 - 9

○自己資本比率(単体ベース)の推移

(%)

	11/9月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
足利銀行	8.95	9.58	9.63	9.29	9.44
北陸銀行	9.74	9.80	9.03	8.15	8.37
琉球銀行	8.28	8.61	10.33	10.54	10.52
広島総合銀行	8.58	8.51	8.75	9.22	9.70

(参考)自己資本比率(連結ベース)の推移

(%)

	11/9月期 見込み	12/3月期 計画	13/3月期 計画	14/3月期 計画	15/3月期 計画
足利銀行	8.83	9.46	9.51	9.17	9.32
北陸銀行	9.80	9.87	9.13	8.25	8.47
琉球銀行	7.32	8.00	10.07	10.37	10.61
広島総合銀行	8.34	8.31	8.55	9.02	9.50

(資料8)

○リストラの状況

1. 役員数、従業員数等

(人、百万円)

	役員数		従業員数		人件費		物件費(機械化費用を除く)	
	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画
足利銀行	19	18	4,246	3,318	36,863	27,154	20,942	18,031
北陸銀行	20	14	4,255	3,447	35,375	31,626	22,513	20,427
琉球銀行	13	12	1,687	1,400	13,747	9,325	7,232	6,600
広島総合銀行	19	9	2,156	1,900	15,532	13,600	9,825	8,600

(注)1.従業員数については、事務職員、庶務職員合算。在籍出向者を含む。嘱託、パート、派遣社員は除く。

2.人件費については、制度変更等に伴う年金・退職金関連費用控除後の人件費。

2. 役員報酬・賞与等

	役員報酬・賞与・退職慰労金(単位:百万円)								平均職員給与月額	
	11/3月期 実績	15/3月期 計画	うち役員報酬		うち役員賞与※		うち役員退職慰労金		11/3月期 実績	15/3月期 計画
			11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画	11/3月期 実績	15/3月期 計画		
足利銀行	577	335	323	227	22	15	231	93	410	403
北陸銀行	669	338	310	215	13	6	346	117	410	399
琉球銀行	171	209	138	112	18	1	15	96	384	366
広島総合銀行	691	190	304	140	1	0	386	50	393	380

※各行とも利益処分による役員賞与の支給はなく、使用人兼務役員の使用人部分を計上している。

(資料9)

資料 8 - 3 - 1 1

○信用供与の状況(実勢ベース)

(億円)

	国内貸出					
	11/9月期(A)	12/3月期(B)	(B)-(A)	中小企業向け貸出		
				11/9月期(C)	12/3月期(D)	(D)-(C)
足利銀行	43,769	43,884	115	25,417	25,584	167
北陸銀行	44,974	46,103	1,129	26,031	26,876	845
琉球銀行	10,781	10,996	215	6,732	6,807	75
広島総合銀行	15,740	15,968	228	9,843	9,946	103

(資料10)

資料8 - 3 - 1 2

○国内店舗数の推移

(ヶ店)

	11/3月期 実績	15/3月期 計画	増減数
足利銀行	137	121	▲ 16
北陸銀行	175	145	▲ 30
琉球銀行	68	59	▲ 9
広島総合銀行	103	85	▲ 18

(注) 1. 出張所、代理店は除く。

2. 足利銀行については、17/3月期までに107ヶ店(11/3月期対比▲30ヶ店)とすることを予定している。

3. 琉球銀行については、15/9月期までに58ヶ店(11/3月期対比▲10ヶ店)とすることを予定している。

(資料11)

経営健全化計画の改善点の評価項目（地銀・第二地銀）

加点

1．地域金融安定化への貢献

- (1) 地域の信用供与について主要な役割をはたしているか
- (2) 地域の金融市場の適正な競争確保のため必要か
- (3) 地域経済活動活性化等への寄与
 - 融資シェアが相当程度あるか（(1)(2)に該当する場合を除く）
 - 地場産業の育成に貢献しているか
 - 都道府県等の指定金融機関であるか
 - 年金受給口座のシェアが相当程度あるか
 - 顧客の利便性の向上に努めているか等
- (4) 再編への対応
 - 合併、子会社化、資本提携など金融再編への対応が図られているか
 - 他行との実行性ある業務提携等が行われているか

2．業務再構築

- (1) 主力エリア以外の営業拠点の全面撤退が行われているか
 - 主力エリア以外の不採算店の撤退が十分行われているか
- (2) 収益向上に結びつく戦略が具体的かつ明確であるか
- (3) 組織の抜本的改革が図られているか

3．リストラ

- (1) 人件費総額が削減されているか
- (2) 役員数が削減されているか
 - 職員数が削減されているか
- (3) 物件費（機械化費用を除く）が削減されているか

4．その他

- (1) 貸出金総額（実勢ベース）が増加しているか
- (2) 自力調達が行われているか
- (3) 不良債権の流動化が具体的に計画されているか
- (4) 社外流出が抑制されているか
- (5) 平均給与月額が十分減少しているか
 - （給与体系の見直しが行われているか）

減点

- (1) 有価証券の含み損の処理が遅いのではないか
- (2) 不良債権を発生させた経緯等の説明が不十分ではないか
- (3) 役員数が変わらない、又は、増加しているのではないか
- (4) 役員賞与・報酬の支払いが過大ではないか
- (5) 物件費（機械化費用を除く）が増えているのではないか
- (6) 遊休施設の処分が不十分ではないか
- (7) 税効果に依存した配当方針となっていないか
- (8) その他